

# 個人住民税特別徴収一斉指定に当たってのQ & A

## 【 1 特別徴収の制度全般について】

Q1 - 1

個人住民税とは何ですか？

A

個人住民税とは、県が個人に対して課税する「個人県民税」と市町村が個人に対して課税する「個人市（町・村民税）」を総称したものです。個人住民税は、地域社会の費用を住民の方々に広く負担していただくという性格を有しており、県・市町村を支える重要な税目となっています。

Q1 - 2

個人住民税の「特別徴収」とはどんな制度ですか？

A

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から、個人住民税を引き去り、その従業員に課税をした市町村へ納入していただく制度です。

Q1 - 3

今まで特別徴収しなくてもよかったのに、なぜ、今になって特別徴収をしないといけいないのですか？何か制度や法令が変わったのですか？

Q1 - 4

これまで他の市町村から特別徴収について言われたことはないのですが。

A

地方税法では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、事業所の規模にかかわらず、事業主の皆さんの法的義務として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、する・しないを選択できるものではありません。

法令改正があったわけではなく、これまでも該当する事業主には特別徴収をする義務があったのですが、それが徹底されていませんでした。

そのため、本県では、納税者の利便性の向上・公平性の確保、法令遵守の観点から、県と県内全市町村が連携し、全県をあげて特別徴収を推進することとし、平成30年度から県内のすべての市町村が一斉に特別徴収の適正実施に取り組むこととしました。

これまでは市町村間で多少のばらつきがありましたが、今後は法令に基づき、県内すべての市町村が特別徴収の完全実施を目指して取り組みますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、全国の市町村においても、同様の観点から、特別徴収の徹底の取組が行われています。

Q1 - 5

すべての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A

給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業主は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく義務があります。鳥取県では、県内の市町村で一斉に平成30年度に特別徴収義務者の指定を実施します。

ただし、例外的に、次の場合に限り、申出により従業員の個人住民税を普通徴収にすることができます。

1 給与支払者（事業主）

A 総従業員数が2人以下（事業所全体の従業員の人数から、「2の給与所得者（従業員）」の要件に該当する全ての人数を差し引いた人数）

2 給与所得者（従業員）

B 他の事業所で特別徴収されている

- C 毎月の給与が少なく、税額を引ききれない
- D 給与の支給が毎月ではない（不定期受給）
- E 専従者給与が支給されている（個人事業主のみ対象）
- F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）

Q1 - 6

特別徴収することでなにかメリットはありますか？

A

特別徴収は納税義務者である従業員にとっては大変便利な制度です。普通徴収の納期が原則年4回（6月、8月、10月、1月）であるのに対し、特別徴収は年12回（6月～5月）の納期なので、従業員（納税義務者）の1回あたりの納税額が少なくなり負担感が緩和されます。

また、従業員が納税するために金融機関や市町村の窓口へ出向く手間が省け、納め忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。

Q1 - 7

特別徴収は手間がかかりますか？

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整を行う必要はありませんので、源泉徴収に比べると手間は少ないです。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村からあらかじめ通知しますので、その税額を毎月の給与から引き去り、翌月の10日までに各市町村に納めていただくだけで済みます。

また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることで、年12回の納期を年2回とする制度があります（納期の特例）。

Q1 - 8

従業員数に対して経理担当の社員が少なく、特別徴収の事務を行うことができないのですが。また、不景気でコストをかけることができないのですが。

Q1 - 9

従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が繁雑になるのですが。

A

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられていますので、事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。

また、特別徴収を行うことで事務負担を生じるとは思いますが、多くの事業主は不景気であっても法令を遵守されて特別徴収を行っています。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いします。

Q1 - 10

特別徴収を拒否したり、特別徴収した税金を納入しなかったときは、罰則があるのですか？

A

地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第331条に基づく滞納処分を受ける場合があります。

また、地方税法第324条第3項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。

なお、事業主が特別徴収の個人住民税を納入しない場合は、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q1 - 11

事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？

A

事業主が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。なお、不正に事業資金等に使用し、納入しない場合は、脱税の罪（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。）に問われることもありますので、ご注意ください。

Q1 - 12

隣の県から通っている従業員がいますが、どうしてその市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか？

A

市町村は、法令の定めに従い原則として特別徴収義務者に指定しなければなりません。他の市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へお問い合わせください。

## 【2 特別徴収の対象事業所・対象者について】

Q2 - 1

従業員の少ない事業所でも、特別徴収しなくてははいませんか？

A

従業員数にかかわらず、特別徴収の義務があります。

ただし、総従業員数が2人以下の場合は申出により普通徴収を認めます。（Q1 - 5 参照）

なお、従業員数（納税義務者数）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q2 - 2

従業員は、家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいでしょうか？

A

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられており、従業員が家族のみであっても特別徴収を行う義務があります。

ただし、専従者給与を支給されている者は「普通徴収切替理由書（仮称）」を提出することにより、普通徴収となる場合もあります。（Q1 - 5 参照）

Q2 - 3

特別徴収の対象となる給与所得者はどのような人ですか？

Q2 - 4

パートやアルバイトも特別徴収しなければなりませんか？

A

従業員が前年中に給与支払いを受けており、かつ当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、特別徴収の方法によって徴収することが、法令で義務づけられています。

したがって、給与所得となる役員報酬を得ている役員、青色事業専従者、パートやアルバイトなどの非正規雇用者も、この要件に当てはまる場合は、特別徴収の対象となります。

ただし、当該年度の5月31日までに退職する予定の従業員については、「普通徴収切替理由書（仮称）」を市町村に提出することにより、普通徴収とすることができます。（Q1 - 5 参照）

Q2 - 5

4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A

新たに採用される場合などは、対象となる従業員について事業主から1月1日現在の住所所在地の市町村に「給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」(市町村により様式が異なります)を提出していただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q2-6

所得税がなければ、個人住民税も発生しませんか。

A

所得税と個人住民税では税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q2-7

従業員から、普通徴収にしてほしいと希望があったのですが、本人が希望すれば普通徴収にできるのですか？

A

個人住民税の徴収方法は、本人又は事業主の希望で選択することはできません。普通徴収にできる場合についてはQ1-5を参照してください。

Q2-8

市(町村)外、県外から通勤している従業員についてはどのようにしたらよいですか？

A

原則として、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

県外から通勤している従業員の場合、他の都道府県でも個人住民税の特別徴収徹底の取組を行う市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

### 【3 特別徴収の手続き・納税について】

〔特別徴収義務者(事業主)向け〕

Q3-1

特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

Q3-2

特別徴収する税額を計算しないといけないのですか？

A

個人住民税の税額は、1月末までに事業主から提出していただいた給与支払報告書に基づき、毎年5月31日までに各市町村から事業主に通知しますので、給与から引き去りを行う税額を事業主が自ら計算する必要はありません。また、所得税のように年末調整をする手間もありません。事業主の皆さんに行っていただく主な事務は、次のとおりです。

- ・毎月の給与から、各市町村が通知した税額の引き去り
- ・引き去りした税額を、市町村から送付された納入書で翌月10日までに各市町村に納入
- ・従業員の就職・退職があれば市町村に連絡(「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出)

Q3-3

従業員が住んでいる市町村ごとに別々の納入が必要になり、手間がかかるのではないのでしょうか？

A

個人住民税は従業員に課税した市町村ごとに納入する必要があります。それぞれの市町村から送られた納入書とその合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町村ごとの納入手続きは金融機関が行います。

### Q3 - 4

特別徴収の事務手順はどのようなものですか？

A

事務手順は次のとおりとなります。

- ①毎年1月末までに各市町村の住民税担当課へ給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出
- ②提出された給与支払報告書等に基づき、市町村が税額を計算
- ③給与支払報告書提出後の退職者及び5月31日までの退職予定者がある場合は、4月15日までにその旨を市町村に対し届出
- ④毎年5月31日までに、事業主に対して、従業員がその年の1月1日現在居住する市町村が「特別徴収税額決定通知書」を送付
- ⑤事業主から従業員（納税義務者）へ市町村から送付された「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を交付
- ⑥特別徴収税額決定通知書に記載された6月から翌年5月までの税額を、事業主が従業員の毎月の給与から引き去り、翌月10日までに該当市町村に納入
- ⑦年度途中に従業員を特別徴収に切り替える場合は「給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」を提出
- ⑧従業員に異動（退職・転勤・死亡等）があった場合は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出
- ⑨異動届を提出した場合や税額が変更となった場合は、市町村から事業主へ「特別徴収税額の変更通知書」を送付（通知された変更月から徴収金額を変更して納入）

### Q3 - 5

毎月の税額が途中で変わることはないですか？

A

個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。

ただし、従業員が確定申告や修正申告等をする、個人住民税を再計算しますので、税額が変わる場合もあります。このような場合は、給与からの引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で引き去りをお願いします。

また、税額が大幅に減り既に引き去りされた税額を還付する場合は、変更通知書をお送りするとともに、返金の方法などについて後日連絡します。

### Q3 - 6

給与から引き去りをした個人住民税は毎月納入しなければならないのでしょうか？

A

毎月の給与から引き去りをした個人住民税は、翌月10日までに納入していただく必要があります。

なお、総従業員数が常時10人未満である場合は、事業主からの申請に基づく市町村の承認により、年12回の納期を年2回にすることもできます。

### Q3 - 7

年2回の納期の特例を申請し承認された場合、いつの給与から引き去りすればよいのでしょうか？

A

年2回の納期の特例は、あくまでも事業主が給与から引き去りした従業員の個人住民税を市町村に納入する期限（回数）の特例であり、承認の有無にかかわらず給与からの引き去りは毎月行っていただく必要があります。承認を受けた場合は、6月から11月までに引き去りした税額を12月10日までに、また12月から翌年5月までに引き去りした税額を6月10日までに、それぞれまとめて納入してください。

### Q3 - 8

特別徴収した税金を納める際に、手数料はかかるのでしょうか？

A

納入書に記載された金融機関等で納める場合、手数料は無料です。それ以外の金融機関での納入につきましては、誠に申し訳ございませんが、手数料が必要となります。手数料は金融機関により異なりますので、納入をする金融

機関にお尋ねください。

Q3 - 9

従業員に退職、休職、転勤等があった場合、どうすればよいのでしょうか？

A

従業員に退職、休職、転勤等異動があった場合は、異動が生じた日の翌月の10日までに、市町村へ「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。

なお、異動届出書の提出がなかったり遅れたりすると、事業主の滞納や過誤納が発生するなど不都合が生じますので、期限までに提出をお願いします。

徴収方法については、退職等の時期により次のとおり対応してください。

① 6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員から直接納付していただきます。

なお、従業員から申出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合

特別徴収義務者である事業主から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員の申出がなくても残りの税額を特別徴収により一括して徴収する必要があります。

Q3 - 10

1月末に給与支払報告書を提出した後すぐに退職した場合でも異動届出書を提出する必要はあるのでしょうか？

A

1月1日現在、当該市町村に住所があり、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった場合には、4月15日までに市町村へ「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。4月2日から5月31日までの退職者及び退職予定者については、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出ください。

Q3 - 11

個人住民税が非課税の従業員が異動した場合も異動届出書を提出する必要があるのでしょうか？

A

非課税の方（納付すべき個人住民税額がゼロの方）についても異動があった場合は市町村への提出が必要です。

Q3 - 12

毎月給与の支払いはしているのですが、月によって支払額に変動があり、給与からの引き去りができない時があるのですが、このような場合はどうすればよいのでしょうか？

A

給与から税額が引ききれない月がある従業員については、普通徴収に切り替える必要がありますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市町村へ提出してください。

Q3 - 13

2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されるのでしょうか？

A

原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況等を確認した上で、市町村がいずれかの事業所を特別徴収義務者に指定します。

Q3 - 14

中途入社した従業員を特別徴収に変更したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

A

中途就職や休職からの職場復帰などにより、年度の途中から特別徴収に切り替える場合には、「給与所得等に

係る特別徴収への切替申請書」を提出していただくことで、特別徴収に変更となります。手続き完了後に特別徴収税額通知書を事業所宛てに送付します。

Q3 - 15

市（町・村）民税・県民税（給与からの特別徴収分）を口座振替したいのですが。

A

市民税・県民税（給与からの特別徴収分）は、口座振替できません。

以下に、その理由をお示しいたします。

例年 5 月に、新年度の市（町・村）民税・県民税（給与からの特別徴収分）につきまして、市町村から特別徴収義務者あてに年度当初の税額をお知らせしています。その後、従業員の就退職などに伴う特別徴収義務者からの届出や従業員の税申告書の提出があった場合、税額が変更されていくことになります。

各市町村が市（町・村）民税・県民税（給与からの特別徴収分）の口座振替を行うに当たっては、金融機関へ口座振替を依頼する時点で、すべての特別徴収義務者における従業員の就退職などの状況が正しく把握されている必要があります。

しかし、現実には、事務上の行き違いなどの理由により、従業員の就退職などに伴う特別徴収義務者からの届出が遅れることがあり、口座振替金額の正確性を保つのは非常に困難です。

従いまして、市民税・県民税（給与からの特別徴収分）は、口座振替できないのが実情です。

〔納税義務者（従業員）向け〕

Q4 - 1

会社を退職したのですが何か手続きは必要でしょうか？

A

事業主から届出をしていただきますので、ご本人にさせていただく手続きはありません。

ただし、退職時に残りの住民税を一括徴収されていない場合は、後日、普通徴収の方法により市町村から通知された税額を納付していただくこととなります。

Q4 - 2

農業所得など、給与所得以外に所得がある場合の納税方法はどのようになりますか？

A

給与所得以外の所得がある場合は確定申告又は市町村長への申告が必要になりますが、原則としてこれらの所得を給与所得に合算して特別徴収の方法により徴収することとなります。

ただし、上記申告の際に希望すれば、給与所得以外の所得分については普通徴収の方法により納付することができます。

なお、65歳以上の方の年金所得については年金からの特別徴収となります。

Q4 - 3

会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収されたくないのですが、どうすればよいのでしょうか？

A

給与所得に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収することとなっています。したがって、従業員の意向によって普通徴収とするか特別徴収とするかを選択することはできません。

ただし、給与所得以外の所得に係る個人住民税は、市町村への申告により普通徴収の方法により納付することができます。

Q4 - 4

65歳以上の年金受給者なのですが、特別徴収への切替えは必要でしょうか？

A

年金受給者であっても、給与所得に係る個人住民税は特別徴収に切り替えなければなりません。なお、公的年金

所得に係る個人住民税については、給与所得とは別に公的年金から特別徴収されることになっています。

ただし、その年度の公的年金の額が18万円未満である方、介護保険料の特別徴収対象者でない方等については普通徴収になります。